

現況届 (16歳未満)

※同時に申請する16歳未満の子が複数いる場合、長子分のみ提出で可

事業所名	記号 - 番号	被保険者氏名		
	100 -			
認定対象者氏名	認定対象者の生年月日	性別	続柄	年齢
	平・令 年 月 日	男・女		

◆認定対象者が加入中または最後に加入していた健康保険 (出生による申請時は記入不要)

[] 健康保険組合
 全国健保協会 [] 支部 () その保険の資格喪失日
 [] 共済組合 → 令和 年 月 日
 [] 国民健康保険 () 加入中
 () 加入したことがない

【被保険者以外の方に扶養されていた場合】 被保険者名: 続柄:

◆認定対象者の父母について ※別途確認を行うことがあります
 ※子は夫婦で共同して扶養する義務があり、収入が多い親の扶養に入ることとされています (令3年4月厚生労働省保健局保健課長)
 ※年収は、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から、今後1年間の見込年収を記入すること
 国民健康保険加入者は、直近の年間所得で見込んだ年間収入を記入すること

被保険者について	続柄	氏名	職業	今後1年の見込年収
記入不要→	父・なし			万円
	母・なし			万円

◆申請理由 (被保険者の入社または子の出生による申請時は記入不要)

◆認定対象者の今後の生計費について (被保険者の入社または子の出生による申請時は記入不要)

※必ず、ア) イ) ウ) の全ての項目を記入すること

ア) 主として被保険者が負担する (はい・いいえ)
 イ) 認定対象者の収入 なし・あり
 ウ) 被保険者以外の方が負担する金額 なし・あり → ありの場合 金額: 万円 / 月
 負担者: 続柄:

被扶養者の異動は、本来5日以内に届出を行う様定められています (健康保険法施行規則第38条)
 ●●届出が事由発生日から1ヶ月以上経過した場合は、別紙「申請経緯書」の提出があります (出生の申請時は不要) ●●

いすゞ自動車健康保険組合 御中

本届書に記載した内容は事実と相違ありません。記載した内容が事実と相違していた場合は、被扶養者資格の取消し等が行われても異議を申し立てません。

今後は被保険者として常に対象者の生計を維持し、その生活状態を常に把握・確認支援する立場であることを理解し、扶養の状況に変化があれば届け出ることを約束します。また、健康保険組合から被扶養者が認定条件に適合している事の証明を求められた場合、速やかに必要書類を提出します。

令和 年 月 日 被保険者署名 (自署) :

※不備があると書類を返却し、審査・認定日が遅れる場合があります。記入漏れ、誤りがないか、ご確認ください。
 ※事実と相違する記載をしたことが明らかになった場合、被扶養者認定を取り消し、保険給付金の返還を求めることがあります。